

# 「後期」開始にあたって 学生諸君に訴える

昭和44年9月26日

明治大学長  
明治大学短期大学長

大学は10月1日からの〈後期〉開始にあたって、現在なお異常な封鎖状態のため、研究・教育を行なうことが不可能であり、大学の社会的責任、私学独自の性格・立場を考えれば、いたずらにこれを坐視し、これ以上時をすごすことができないと考えます。

われわれは、このような決意のなかで夏期休暇中、さまざまな時間的・場所的制約を受けながらも、正常化に関する検討を重ねてきました。また、各教授会、各種委員会もたびたび開かれ、「大学問題」などについて、それぞれ研究、討議をつづけてきました。

この段階にいたって、われわれに必要なことは全学の意志統一であり、できるだけ広範な学生との意志の疎通をはかることであります。われわれはそのためのあらゆる努力をはらいつつ、速やかに学園の正常化を実現し、授業を実施したいと考えております。

学生諸君も周知されているように、いまや全国各地の大学では、話し合いによる自主解決の方策が成功せず、いたずらに学園の荒廢を招くような不幸な事態が続出しております。今日の大学紛争は、話し合いによる解決がまったく望みのないものであるという考え方が、強まっていることも事実であります。

わが明治大学においても、「明大を第二の広大に」（明治大学新聞9月18日付1232号所載）のスローガンや、「徹底抗戦」（明治大学新聞同上）をめざした「永続闘争宣言」（明治大学新聞同上）を発する明大全共闘運動の動向は、ますます激烈の度を加え、大学闘争の段階から、いまや政治闘争にまでエスカレートしてきたことは、あきらかであります。

大学は、必ずしも話し合いの姿勢をすてるわけではないが、このような状況のもとでは、全共闘との大衆的話し合いの場をもって、はたして大学が当面する諸問題の解決の見通しを見出せるか、また教職員および学生諸君の身体の安全を保障しうるかどうかを考えると、その展望はきわめて暗いものがあります。

しかしながら、本学においては、大学自治の基本的態度として自主解決への道を、安易に放棄すべきではないと考え、教職員、学生の一致した努力によって、可能なあらゆる方法をつうじて今後も自主解決の方途を見出していきたいと思います。

学生諸君は、大学における学生自治の本来の姿にたちかえり、クラス、ゼミ、サークルなどでの討議を重ね、学生大会など民主的手続によって、平和的解決の方向を見出すよう、あらゆる努力をつくすよう強く要望したいと思います。

## 「大学法」について

去る8月3日「大学の運営に関する臨時措置法」が成立し、同17日に施行されました。わが明治大学では、かねてからこうした「大学法」案の発想が、大学問題の根本的解決をはかろうとするものではなく、紛争を治安的見地と行政的措置によってただ皮相的、形式的に解決しようとするものであること、また私学独自の性格・立場を尊重することなく、官僚統制を強化する方向にあることを憂慮して、とりうるさまざまな抗議と反対の行動を精力的におこなってきたことは、これまでの広報文書によって周知されているところと思います。

しかし、不幸にして、われわれの意志はまったく無視され、国会の審議も十分につくすことなく、異常な強行採決によって同法の成立を見ました。8月6日、ただちに学長は、同法が「紛争に対するわれわれの自主的解決への努力を度外視したもの」として抗議声明を発表いたしました。

今後この法律に対しては、全明治の教職員・学生が一体となって、どこまでも同法を実質的に名目化しよう、紛争の自主的解決に努力したいと考えていま

す。また、あらゆる機会や組織を通じて同法改廃の推進を呼びかけ、同時に、今後一層伝統ある私学の精神的背骨を守る覚悟をかため、あらゆる事態に対峙してゆきたいと考えます。

## 大学改革について

本学の紛争も含めて、全国の学園紛争の根底には、わが国の大学が社会の発展にかならずしも十分対応してこなかったという問題があることは否定できません。したがって、紛争の根本的な解決のためには、大学改革について積極的にとりくむことが必要であると思われま

す。本学は学生諸君から出された諸要求について、すでに大学側の見解を示しており、基本的にはそれを変更する理由はないと考えます。そのうち学生部については、従来その役割について誤解があったと考えられますので、さしあたって性格・機構などを明確にする必要があると考え、近く学内諸機関にはかる予定であります。また寮については、学生と協議すべき寮規程ならびに同細則について、大学側の案を検討中であります。処分問題については、大学自治のあり方に密接に関連する事項であり、全体的な検討の中で処理される必要がありますが、基本的方向としては、処分制度等の改革にあたって学生の意見を十分にとり入れる必要があると考えます。また処分の対象となる行為については処分事由の規定をあらかじめ精確に定めておくことも必要であり、処分対象者に審議・決定の過程で反論・弁明の機械を与える制度等も配慮すべきであろうと考えます。

とくに大学本来の使命である研究・教育については、絶えず改善し充実しなければならないことでもありますから、各教授会において、慎重に検討をつづけております。

本来大学の改革は日々常におこなわれていかなければならない性質のものであります。今後改革を進めるにあたっては、全教職員・全学生の徹底した民主的討議が恒常的に行なわれるよう保障し、その結果が実現されるようにしなければならぬと思います。そのためにも、バリケード封鎖が、大きな障害となっていることは明らかであります。

6月27日の連合教授会で大学改革のための委員会設置の方針を明らかにしましたが、この方針にそって「大学改革準備委員会」が学長諮問機関として7月当

初から発足を見ました。この委員会を設けた理由は、今日の明治大学の研究・教育体制には改善すべき点があるため、大学全体として組織的にとりくむ必要があるからであります。

「準備委員会」は、このような姿勢にもとづいて、大学側の改革案作成の準備をしているものであり、その答甲を全教職員の討議にかける予定であります。

大学としては、このような大学側の準備作業と並行して、学生の間にも改革の具体的討議が行なわれることを期待し、学生の参加を呼びかけて全学的な「改革委員会（仮称）」を発足させたいと考えております。

今日の大学紛争は、すでに政治闘争化の様相を呈し、一個別大学が対処できる範囲を越えつつあります。

したがって、きわめて解決の困難な問題もあり、ますます苦悩の度を深めています。

しかし、われわれ教職員は「後期」開始に直面し、全員一致協力して、この異常事態を正常化し、あわせて研究・教育など大学の諸改革を意欲的にすすめる決意であります。

学生諸君もこの意をくんで、大学とともに正常化への道を拓く努力をかたむけられんことを切望します。